

# 金沢市役務に係る公募型指名競争入札実施要綱

(平成18年4月1日決裁)

改正 平成19年4月1日決裁  
平成20年3月31日決裁  
平成22年3月31日決裁  
平成24年3月30日決裁  
平成26年3月31日決裁  
平成28年3月31日決裁  
平成30年3月31日決裁  
令和2年3月31日決裁  
令和4年3月16日決裁  
令和6年3月15日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、役務に係る公募型指名競争入札（指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者のうちから、業務についての経験又は技術的適性の有無等に関する情報を募集し、当該募集に係る審査の結果に基づき入札に参加する者を指名する方式の入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募型指名競争入札の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、市長が公募型指名競争入札を実施する必要があると特に認めた業務とする。

(応募することができる者)

第3条 公募型指名競争入札に係る募集に応募することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 令和5年告示第296号（役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）第5の1に規定する役務等の業務に係る入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 監理課長が業務ごとに次に掲げる事項につき、金沢市契約規則（平成15年規則第1

号) 第50条の規定により設置された金沢市入札契約手続審査委員会(以下「審査会」という。)に諮って定めた基準に適合していること。

ア 対象業務についての本市役務の入札参加資格業種

イ 対象業務の業種に係る役務等に係る契約事務取扱要領に規定する等級又は総合審査数値

ウ 対象業務に係る業種の営業所の所在地

エ 対象業務と同種又は類似の業務の元請け実績(原則として10年以内の実績とし、かつ、共同企業体の構成員としての実績の場合は、原則として出資比率が20%以上の場合の実績とする。)の内容

オ 対象業務に必要な資格及び経験を有する技術者の状況

カ 対象業務に必要な機器等の保有状況

キ その他業務の発注及び履行について必要な事項

(応募要件の決定等)

第4条 監理課長は、対象業務を発注する主管課長と協議のうえ、前条第3号の基準の案を作成し、あらかじめ審査会に諮るものとする。

2 対象業務に係る基準は、審査会の審議を経て、市長が決定する。

(掲示)

第5条 市長は、第3条に規定する応募することができる者の要件のほか、対象業務の概要、入札参加申請の手続及び技術資料の記載方法等について定め、金沢市契約規則第17条の規定に基づき掲示するものとする。

(公募型指名競争入札参加申込書等の提出)

第6条 対象業務の入札に応募しようとする者は、前条の掲示に定める期限までに、公募型指名競争入札参加申込書に次に掲げる書類を添付して持参することにより提出しなければならない。

(1) 同種又は類似の業務の実施実績調書

(2) その他市長が別に指定する書類

(入札参加者の選定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により応募があった場合は、入札に参加させようとする者を選定するとともに、当該応募者に対してその選定の結果を通知するものとする。この場

合において、応募者のうちを選定しない者があるときは、審査会の審議を経なければならない。

- 2 市長は、当該応募者のうち選定しなかった応募者に対しては、金沢市契約規則第53条の規定による苦情の申立てをできる旨を教示するとともに、当該入札参加者を選定しなかった理由を通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知の後において、当該入札に参加できる通知を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格者を入札に参加させてはならない。

- (1) 第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第6条の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

- 2 市長は前項の規定により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときには、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

(公募型指名競争入札の中止)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により決定した入札に参加させようとする者の数が2に満たないときは、当該入札を中止することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 金沢市印刷物の製造の請負に係る公募型指名競争入札実施要綱（平成18年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成24年 3 月 30日 決裁）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 31日 決裁）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 31日 決裁）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 31日 決裁）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31日 決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 16日 決裁）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 15日 決裁）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。